消防消第 147 号 消防予第 136 号 令和元年 9 月 2 日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長

> 消防庁消防・救急課長 予 防 課 長 ( 公 印 省 略 )

世界遺産又は国宝(建造物)及び国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等において整備等が必要となる防火設備等の把握等に対する協力について(依頼)

今般、文化庁より、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長に対して「世界遺産又は国宝(建造物)及び国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等において整備等が必要となる防火設備等の把握等について(依頼)」(令和元年9月2日付け元文庁第793号)が別添のとおり発出されました。

本通知は、平成31年4月15日に発生したフランスのノートルダム大聖堂の火災を受け、文化庁で実施した緊急状況調査により明らかになった文化財等における防火上の課題等について、ガイドラインを活用した実地調査等により、世界遺産又は国宝(建造物)及び国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等において、整備等が必要となる防火設備等の把握を進め、防火対策等の一層の推進を図ることを目的としています。

つきましては、世界遺産又は国宝(建造物)及び国宝・重要文化財(美術工芸品) を保管する博物館等について、市町村の教育委員会等による実地調査や防火対策に係 る助言等にご協力いただくとともに、当該防火対象物における消防法令の遵守徹底を 図っていただきますようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村等(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(消防活動・消防水利等に関する事項)

消防庁消防・救急課 本田係長、黒谷事務官

電 話 : 03-5253-7522 FAX: 03-5253-7532

(火災予防・消防用設備等に関する事項) 消防庁予防課 吉田係長、道川事務官

田中係長、笠松事務官

電 話 : 03-5253-7523 FAX: 03-5253-7533

元文庁第793号 令和元年9月2日

各都道府県知事 各都道府県教育委員会教育長

> 文 化 庁 次 長 中 岡



世界遺産又は国宝(建造物)及び国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等において整備等が必要となる防火設備等の把握等について(依頼)

「国宝・重要文化財の防火設備等の緊急状況調査結果について」(令和元年8月8日元文 庁第699号文化庁次長通知)により、国宝・重要文化財の防火設備等の現状についてお 伝えしたところですが、本調査結果では、自動火災報知設備や消火設備等についての老朽 化・不具合の懸念等が確認されました。このため、文化庁では、本調査により明らかとなった課題を解消できるよう、実地調査等を通じて更に精査を加え、必要な整備等を把握することとしております。

また、総合的な防火対策の検討・実施に資するよう、消防庁、国土交通省と連携の下、「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」(別添1)及び「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」(別添2)を作成しました。

ついては、貴職において、域内の市区町村、市区町村教育委員会、国宝・重要文化財(建造物)の所有者及び管理団体並びに国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等に対してガイドラインを周知し、活用を促していただくとともに、別添3及び別添4に従い、実地調査等により世界遺産又は国宝(建造物)及び国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等において整備等が必要となる防火設備等の把握を進め、その結果の回収等に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、消防庁より別添5のとおり、国土交通省より別添6のとおり通知が発出されているところであり、関係各位におかれましては、引き続き関係部局との連携を図りながら、 国宝・重要文化財の防火対策等の一層の推進を図られますようお願いいたします。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245 条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

# 国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン

#### 1.趣旨等

文化財は、我が国の歴史や文化の理解のため欠くことのできない貴重な国民的財産であるとともに、将来の発展向上のためになくてはならないものです。また、将来の地域づくりの核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。

この点、国宝・重要文化財(建造物)については、文化財保護法による現状変更の規制及び保存のための措置が義務付けられていることから、建築基準法の適用が除外されています(同法第3条第1項第1号)。また、消防法令上、原則として、規模にかかわらず消火器又は簡易消火用具及び自動火災報知設備を設置しなければならず(消防法施行令第10条第1項第1号及び第21条第1項第1号イ)、さらに、一定の用途に供される場合は、その用途や規模等に応じて対策を講じる必要があります。

しかしながら、国宝・重要文化財(建造物)はそれぞれ異なる特性を持つ建造物であるため、こうした消防法令に基づく対応に加え、文化財の特性に応じて個別に防火対策を講じる必要があります。

そのため、先般公表した国宝・重要文化財の防火設備等の緊急状況調査結果を踏まえ、世界遺産又は国宝(建造物)において整備等が必要となる防火設備等を把握し、総合的な防火対策の検討・実施に資するよう、消防庁、国土交通省と連携協力の下、各文化財の特性ごとに、想定される火災リスク、防火についての基本的な考え方、必要な点検事項と手順、対応策等をまとめたガイドラインを作成しました。

本ガイドラインの具体的な対応策に記載する内容については、全ての文化財に一律に同様の措置を求める趣旨ではなく、各文化財の火災リスクや既に設置されている防火設備の状況、管理体制等や、防火に係る専門的見地からの意見等を総合的に勘案して検討し、実施していくことが必要です。

市区町村の教育委員会(首長部局で文化財の保護に関する事務を所管する場合は当該部局。以下同じ。)においては、「3.活用方法」を踏まえ、本ガイドラインに沿って、世界遺産又は国宝について必要となる防火設備等を把握いただきたいと考えています。

また、本ガイドラインは、世界遺産又は国宝に限らず、すべての国宝・重要文化財(建造物)の所有者や管理団体においても、当該建造物の燃焼特性(脆弱性)を理解していただくとともに、防火設備等の整備、訓練の充実、その他の防火対策について検討・実施することに役立つ内容となっていますので、幅広く御活用いただきたいと考えています。

なお、本ガイドラインについては、世界遺産又は国宝について実施する実地調査等による整備等の必要な防火設備等の把握の結果等を踏まえ、必要に応じて、今後さらに、ガイドラインの内容に精査を加えていく予定であることを申し添えます。

## 2. 本ガイドラインの主な項目

### 1)建造物固有特性

火災リスク等	基本的な考え方・点検項目	対応策
主たる構造が木	造	
内部火災の拡大	・日常的な火気管理、出火防止策	・各種点検の実施
	・火災の早期覚知	・自動火災報知設備の設置、見直し、受信機の設置場所の
		見直し
	・初期消火対策	・消火器具、屋内消火栓設備の設置、見直し
地震等の避難時の電	・電気火災防止対策	・感震ブレーカー等、避難時等の安全確認項目の策定
気火災		
放火	・警戒の徹底、可燃物等の整理	・定期的な巡視・監視、可燃物等の整理・管理
建物内部の特殊	性(吹抜け等の大空間等)	
急激な火災の拡大	・拡大防止策	・スプリンクラー設備等、界壁・防火区画の設置、見直し
建物外側の特殊	性(屋根、外壁等の材料)	
近隣火災からの延焼	・延焼防止対策	・放水銃、ドレンチャー、屋外消火栓設備の設置、見直し
拡大	・火災の早期覚知	・赤外線センサー、炎感知器の設置、見直し

### 2)敷地特性

火災リスク等	基本的な考え方・点検項目	対応策
建物の周囲に消	防活動ができる空地が少ない	
消防活動の遅れ	・消防活動の場所の確認	・関係者で敷地内の場所・設備確認

### 3)立地特性

火災リスク等	基本的な考え方・点検項目	対応策
密集市街地にあ	ა გ	
大規模市街地火災の	・敷地周囲の空地の整備、不燃化	・市区町村の都市整備部局等との協議
可能性	・面的防災力の強化	・自主防災組織等と課題等の共有、防災訓練の実施
	・延焼防止策	・放水銃、ドレンチャー、屋外消火栓設備の設置、見直し
伝統的建造物群 <sup>。</sup>	保存地区等にある	
市街地火災の可能性	・面的防災力の強化	・自主防災組織等と課題等の共有、防災訓練の実施
	・延焼防止策	・放水銃、ドレンチャー、屋外消火栓設備の設置、見直し
周囲が樹木等の	自然に囲まれる	
山林火災からの延焼	・山林火災対策	・雑草や枯草の除去、放水銃、ドレンチャー、屋外消火栓
の可能性		設備の設置、見直し
	・落雷対策	・避雷設備の整備

### 4)活用・管理の実態

火災リスク等	基本的な考え方・点検項目	対応策
常時管理者の不	在	
初期消火体制の脆弱	・火災の早期覚知	・早期に火災が覚知できる体制等の検討
性	・初期消火対策	・易操作性の消火栓設備への更新、ホースの口径の変更
	・防犯対策等の出火防止対策	・人感センサー等の整備、監視カメラの設置、見直し

最後に 今回の調査において、防火設備に機能不全や機能停止がみられる場合は、具体的な対応 策として速やかに整備計画を策定

### 3. 本ガイドラインの活用方法

### (1) 世界遺産又は国宝において整備等が必要となる防火設備等の把握の手順

市区町村の教育委員会において、域内に所在する世界遺産又は国宝について、所有者又は管理団体(以下「所有者等」という。)に確認しつつ、本ガイドラインの「基本的な考え方・点検事項」欄の点検項目について②を記載(棟ごとに御確認ください)。 市区町村の教育委員会は、市区町村の消防部局、都市整備部局等と に係る情報を共有し、関係部局と連携して実地調査等を実施し、「具体的な対応策」欄の点検項目について②を記載。

の結果を踏まえ、市区町村の教育委員会において、所有者等において対応すべき 事項(火気管理の点検等) 防火設備の整備が必要な事項、文化財の敷地外の周辺地域 において防火設備の整備が必要な事項を整理。

このうち、特に、防火設備の整備が必要な事項及び文化財の敷地外の周辺地域において防火設備の整備が必要な事項については、市区町村の消防部局、都市整備部局、 都道府県教育委員会から技術的助言を得て内容を精査。

市区町村の教育委員会は、 によりとりまとめた内容を調査票に記入して、都道府県教育委員会を経由して文化庁文化資源活用課まで提出。

市区町村の教育委員会は、所有者等において対応すべき事項や文化庁に提出するものを所有者等と共有。また、市区町村の消防部局、都市整備部局にも文化庁に提出するものを共有。その際、消防部局や都市整備部局に対する要望がある場合には、あわせて伝達。(文化庁では、提出いただいた内容を消防庁、国土交通省と共有予定。)

~ を通じて、市区町村の教育委員会は、所有者等のほか、市区町村の消防部局、都市整備局や、都 道府県教育委員会とも情報共有しながら進めてください。

の対象について、世界遺産又は国宝において防火設備を整備するに当たり一体として整備が必要となる場合には、同一敷地内の重要文化財(建造物)を含めてください。

について、文化財の敷地外の周辺地域において防火設備の整備を行い、面的な対応を行うことが予定される世界遺産又は国宝では、必ず市区町村の教育委員会、消防部局、都市整備部局等で合同点検を実施してください。

先の国宝・重要文化財の防火設備等の緊急状況調査の際に、既に実地調査を実施したり、消防部局の技術的助言を得たりしている場合には、その内容を活用して上述の手順を簡略化してください。

#### (2) 所有者等によるガイドラインを活用した自主点検

(1) のほか、本ガイドラインは、所有者等が建造物の燃焼特性(脆弱性)を理解するとともに、防火設備等の整備、訓練の充実、その他の防火対策について検討・実施することに役立つ内容となっていますので、幅広く御活用いただきたいと考えています。

各所有者等によるガイドラインを活用した点検結果について、回収の予定はありませんが、今後、補助事業を活用する場合には、点検結果を御提出いただく可能性がありますので、予め御承知おきください。

 都道府県	指定名称					入力日: 令和元年 月 日
	(複数棟まとめて確	⊥ E認する場合は、どの棟がタ	└───── 対象であるか明確に記載す	ること。)		入力者:
特性	例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策
建造物固有特性	について		基本的な考え方	点検項目(点検したら右欄☑)	<b>√</b>	対応できたら右欄☑
- 1 構造につい	τ					
iたる構造が木造	柱梁等の主要構造	・内部での火災が急激に	・歴史的な建造物で用い	【日常的な火気管理、出火防止策】		
<b>である。</b>	物が木材でできて	拡大する危険性がある。	られる材料の多くは木材	1)火気の管理を徹底するため、たばこ、たき火、燈明・		1) 火気管理に関する点検表を策定し、この点検表に基づ
	いる。		で着火しやすく、また防	ろうそく・線香、取り灰、火消しつぼ、火鉢等、火気利用		き点検を実施しましょう。
			火区画がされていない等	の際に確認するべき項目についての点検表を策定し、点検		○点検表を策定し、点検を実施したら右欄に☑
			の理由により火災の進展	を実施しましょう。		
			が早いなど、総じて火災	○確認項目を定めた点検表を策定しており、点検表に基づ		
			に対して脆弱です。この	き点検を実施したら右欄に☑		
			ため、 <b>日常的な火気管</b>	⇒点検表を策定していない、又は点検を実施していない場		
			<b>理、出火防止策</b> に力を入	合は「具体的な対応策」へ		
			れましょう。	2) 電気配線及び器具について、漏電や加熱などによる出		2) 電気配線及び器具に関する点検表を策定し、この点検
				火がないように整然と配置されているか等について点検表		表に基づき点検を実施しましょう。
				を策定し、点検を実施しましょう。		○点検表を策定し、点検を実施したら右欄に☑
				○確認項目を定めた点検表を策定しており、点検表に基づ		
				き点検を実施したら右欄に☑		
				  ⇒点検表を策定していない、又は点検を実施していない場		
				合は「具体的な対応策」へ		
				3) その他、火気利用に関する点検については、『文化財		3) その他、火気利用の状況に応じて、点検を実施しま
				保存・管理ハンドブック[三訂版]建造物編』(編集発行:公		しょう。
				   益社団法人 全国国宝重要文化財所有者連盟)等を参考に		○点検を実施したら右欄に☑
				  点検を実施しましょう。		
				  ○点検を実施したら右欄に <b>☑</b>		
				  ⇒点検を実施していない場合は「具体的な対応策」へ		
			・出火した場合、被害を	【火災の早期覚知】		
			軽減するため、火災の早	1) 自動火災報知設備が設置されており、定期的な点検を		1)未設置の場合、早急に自動火災報知設備を設置しま
			期覚知、初期消火対策	実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られな		しょう (消防法施行令第32条に基づく特例により設置免除
			を徹底しましょう。	いか確認しましょう。		される場合等を除く)。
				○機能低下が見られない場合は右欄に☑		また、点検が行われていない場合は、定期的な点検を実
				⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		施しましょう。
						また、機能低下が見られる場合は、定期的な点検の結果
						■  を踏まえ、業者と相談し、設備を更新しましょう。
						(予定される内容・時期: )
						○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑

特性例示	想定される火災リスク等	基本的考え方・点検事項		具体的な対応策
		2) 受信機は、発報した際に迅速に駆けつけられる場所に		2) 迅速に駆けつけられる場所に受信機を移動するか、副 □
		あることを確認しましょう。		受信機を設置するなど対策を検討しましょう。
		○迅速に駆けつけられる場所にある場合は右欄に☑		(予定される内容・時期: )
		⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
		【初期消火対策】		
		1) 消火器具(消火器、水バケツ等) が設置されており、		1) 未設置の場合、早急に消火器具を設置しましょう(消防 口
		定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能		法施行令第32条に基づく特例により設置免除される場合等
		低下が見られないか確認しましょう。		を除く)。
		○機能低下が見られない場合は右欄に☑		また、点検が行われていない場合は、定期的な点検を実
		  ⇒設置されていない又は機能低下が見られる場合は「具体		施しましょう。
		   的な対応策   へ		また、機能低下が見られる場合は、定期的な点検の結果
				■
				(予定される内容・時期: )
				○ 「予定される内容・時期   を記載したら右欄に <b>②</b>
		2) 既存の屋内消火栓設備等の消火設備を使用し、夜間な	+	2)次のような対応により、夜間などを含め常時円滑な消 ロ
		どを含め常時円滑な消火活動が行えるか確認しましょう。		火活動が行えるよう検討しましょう。
		○常時円滑な消火活動が行える場合は右欄に☑		例・消火体制の確保について関係者等と協議する。
		⇒ 上記以外の場合は「具体的な対応策   へ		・一人でも操作可能な易操作性の消火栓設設備へ
				の更新を検討する。
				・ホースの口径を細いものにするなど、操作性を
				向上させることを検討する。
				「予定される内容・時期:
			_	○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に図
				3) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施し 口
		を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られ		ましょう。
		ないか確認しましょう。		また、機能低下が見られる場合は、定期的な点検の結果
		○機能低下が見られない場合は右欄に☑		を踏まえ、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検
		⇒ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		討しましょう。
				(予定される内容・時期: )
				○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
		4) 既存の屋内消火栓設備等の消火設備を用いた訓練を定		4)計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。
		期的に行いましょう。		(訓練の実施時期: )
		○訓練を定期的に行っていたら右欄に☑		○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑
		⇒ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		

特性 例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策	
		・古い電気配線を使い続	【漏電火災対策】			
		けると漏電による火災の	1)漏電火災警報器が設置されており、定期的な点検を実 [		1)未設置の場合、ラスモルタル構造(※)を有している [	
		おそれがあります。この	施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られない	3	建造物については、早急に設置しましょう。それ以外の建	
		ため、漏電火災対策を講	か確認しましょう。	à	造物においては漏電火災警報器又は漏電ブレーカーの設置	
		じましょう。	○機能低下が見られない場合は右欄に☑	,	を検討しましょう。	
			⇒漏電火災警報器が設置されていない又は機能低下が見ら		また、点検が行われていない場合は、定期的な点検を実	
			れる場合は「具体的な対応策」へ	j	施しましょう。	
					また、機能低下が見られる場合は、定期的な点検の結果	
				;	を踏まえ、業者と相談し、設備を更新しましょう。	
					(予定される内容・時期: )	
				(	○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	
					(※) 「ラスモルタル構造」とは、鉄網入りのモルタル等で造られた壁	
				4	等の構造をいう。	
						_
			2) 電気配線を確認して、漏電のおそれがないか確認しま   [		2) 古くなった電気配線の交換等の対応を検討しましょ [	]
			しょう。		う。 (一) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
			○漏電のおそれのない場合は右欄に☑		(予定される内容・時期: )	
	14 T 0		⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に図	
	1	・建物倒壊により火災が			下記の1)-1、-2のいずれかに☑してください。	
			1 ) 「重要文化財(建造物)耐震診断指針」(平成11年4月 [		1)-1 耐震診断を実施していない場合は耐震診断を実施 [	]
	性がある。		8日文化財保護部長裁定、平成24年6月21日改正)等に基づ		し、診断の結果補強が必要な場合は文化財の特性に配慮し	
			き、耐震診断を実施し、耐震性が確保されているか確認し   		て耐震補強を実施しましょう。	
		策を講じましょう。	ましょう。		(予定される内容・時期: )	
			○耐震診断の結果、耐震性が確認されている場合は右欄に		○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に図	
					⇒「予定される内容・時期」が記載できない場合は、1)	
			⇒耐震診断を実施していない場合、又は耐震診断の結果を		- 2 対処方針の作成へ	
			受けて耐震対策を講じる必要があると診断された場合は、		1)- 2 耐震診断や耐震補強に当面着手できない場合は、 [	]
			「具体的な対応策」1)-1、-2のいずれかへ		当面の間の「対処方針」を作成しましょう。	
					○「対処方針」を作成したら右欄に図	
					⇒「対処方針」を作成していなければ、「予定される内	
				- 1	容・時期」を記載しましょう。	
					(予定される内容・時期: )	
				(	○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	

特性     例示   想	定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項	具体的な対応策	
t •	地震等の避難時に <b>電気</b>	・停電後に、電気が復旧	【電気火災防止対策】		
火	災の危険性がある。	した際に破損した電気配	1) 感震ブレーカー等の電気火災防止対策が講じられてい	1)感震ブレーカー等の電気火災防止対策を検討しましょ	
		線等から発火する場合が	るか確認しましょう。	う。	
		あることから、 <b>電気火災</b>	○対策が講じられていれば右欄に☑	(予定される内容・時期: )	
		<b>防止対策</b> を講じましょ	⇒対策が講じられていなければ「具体的な対応策」へ	○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	
		う。		⇒「予定される内容・時期」が記載できない場合は、地震	
				時に避難する前にアンペアブレーカーを切る等、安全確認	
				項目を定め、関係者間で周知徹底しましょう。	
				○関係者で安全確認項目を定め、関係者間で周知徹底でき	
				たら右欄に☑	
			2) 復電する際の安全確認項目を策定しましょう。	2) 復電する場合には、事前にガス漏れ等がないことや電	
			○策定している場合は右欄に☑	気製品や電気配線の損傷の有無を確認するなど、安全確認	
			⇒策定していない場合は「具体的な対応策」へ	項目を定め、関係者間で周知徹底しましょう。	
				○関係者で安全確認項目を定め、関係者間で周知徹底でき	
				たら右欄に☑	
	<b>地震時に断水</b> した場	・断水時に周辺で火災が	【耐震性貯水槽】		
	、消火活動ができず、	発生した場合、又は出火	1) 消火設備専用の耐震性能を有する貯水槽が整備されて	1) 周囲の消防水利の有無等を踏まえ、必要に応じて耐震	
火	災が拡大する危険性が	に備え、 <b>耐震性能を有す</b>	いるか確認しましょう。	性を有する貯水槽の整備を検討しましょう。貯水量は、周	
	る。	<b>る貯水槽</b> を整備しましょ	○貯水槽が整備されている場合は右欄に☑	辺からの延焼を防止するために使用する消火設備を同時に	
		う。	⇒専用の耐震性能を有する貯水槽が整備されていない場合	放水した際に50分間放水できる水量を確保することが望ま	
			は「具体的な対応策」へ	しいです。	
				(予定される内容・時期:	
				○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	
				⇒「予定される内容・時期」が記載できなければ、自主防	
				災組織等の関係者と共に周囲の消防水利の場所を確認し、	
				地震時の出火に備えた対応策について協議しておきましょ	
				う。	
				○関係者と協議ができたら右欄に☑	
	放火による火災の危	・放火を抑止するため警			
	-	戒を徹底し、可燃物等		1) 定期的に巡視や監視を実施しましょう。	
		<u> </u>	備を含む)が実施されているか確認しましょう。	○関係者と協力し、定期的な巡視や監視を実施する体制が	
			○巡視や監視が実施されている場合は右欄に☑	整えば右欄に☑	
			⇒実施されていない場合は「具体的な対応策」へ		

特性	例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策
				【可燃物等の整理】		
				1) 可燃物等の整理、管理を徹底しましょう。		1) 可燃物等を整理し、管理しましょう。 ロ
				○可燃物等が部外者の目に届かない場所に設置してあれば		○可燃物等が部外者の目の届く場所に設置しないように移
				右欄に☑		動させる、あるいは整理整頓したら右欄に☑
				⇒可燃物等が整理、管理されていなければ「具体的な対応		
				策」へ		
小屋組が木造であ	木造の小屋組	・漏電等により <b>小屋内部</b>	・古い電気配線を使い続	【漏電火災対策】		
る。		での火災が発生した場合	けると漏電による火災の	1) 電気配線を確認して、漏電のおそれがないか確認しま		1) 古くなった電気配線の交換等の対応を検討しましょ 口
		は、大規模な火災につな	おそれがあります。この	しょう。		う。
		がる危険性がある。	ため、 <b>漏電火災対策</b> を講	○漏電のおそれがない場合は右欄に☑		(予定される内容・時期: )
			じましょう。	⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		⇒「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
			・外部火災による火炎の	【保存・管理】		
			侵入の可能性があり、小	1)屋根に毀損箇所がないか、点検を実施しましょう。		1) 毀損箇所を修理しましょう。
			屋内部にまで火災が拡大	○点検を実施したら右欄に☑		(予定される内容・時期: )
			すると、火災の進展が早	⇒点検を実施して、毀損等が認められたら「具体的な対応		○修理の「予定される内容・時期」を記載したら右欄に
			く、消火活動も困難にな	策」へ		☑。
			ります。このため、基本			⇒修理の「予定される内容・時期」が記載できない場合は
			的には小屋内部で火災を			「当面の毀損拡大防止策」を記載しましょう。
			発生させないように、屋			(当面の毀損拡大防止策: )
			根等を健全な状態に <b>保</b>			○「当面の毀損拡大防止策」を記載したら右欄に☑
			<b>存・管理</b> しましょう。			
<b>ロケナト 1.1. 1.2. 1.4日 井 よ</b> 、		77 生に取けるはファト			-	
		・迅速に駆けつけること				1) 大小叶の川左に彫郷ナトミわい笠田マー佐田笠の機人 口
						1) 文化財の保存に影響を与えない範囲で、修理等の機会
な空間を有する。				火を有効に行うことが困難である部分に対して、次に掲げるような状態の拡大ないなどである。		等を捉えて、文化財建造物の状況に応じた火災の拡大防止
				るような火災の拡大防止策が講じられているか確認しま		策を検討しましょう。
		る。	うに、火災の <b>拡大防止策</b>   * = ** : * * * * * * * * * * * * * * *			(予定される内容・時期: )
			を講じましょう <b>。</b> 	・スプリンクラー設備等の設置		○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
				・界壁や防火区画の設置		
				○上記の対策が講じられていたら右欄に☑		
				⇒対策が講じられていない場合は「具体的な対応策」へ	<del> _</del>	
					Ш	2) 火災時に所有者等により初期消火を有効に行うことが 口
				可能である部分に対して、屋内消火栓設備等の消火設備が		可能である部分に対して、屋内消火栓設備など消火設備の
				設置されているか確認しましょう。		設置を検討しましょう。また設置した際には、出火時の対
				○消火設備が設置されていたら右欄に図		応を訓練等を通じて関係者と協議しておきましょう。
				⇒設置されていない場合は「具体的な対応策」へ 		(予定される内容・時期:
						○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑

特性	例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項	具体的な対応策
1-2 材料について					
植物性屋根材で葺	檜皮、こけら、茅	・ <b>近隣火災</b> から延焼拡大	・火災の進展が早く、か	【延焼防止策】	
かれている。	等の植物性材料	する危険性が高い。	つ、一度着火すると鎮火	1)消火設備により、屋根全体に円滑に放水できるか確認し	1) 次のような対応により、屋根全体に円滑に放水できる 口
			させるのが困難です。こ	ましょう。	ように対応を検討しましょう(なお、これらの設備は、実
			のため近隣で火災が発生	・円滑に放水できる場合は右欄に☑	際に屋根面に着火した場合、消防隊が到着するまでの火災
			したら、予め屋根等に放	⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	拡大防止対策にも利用可能な設備となり有効な設備で
			水するなどの <b>延焼防止策</b>		す)。
			を講じましょう。		例・放水銃を設置する。
					・ドレンチャーを設置する。
					・屋外消火栓設備を設置する。
					(予定される内容・時期:
					○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
				2)屋根を警戒する既存の消火設備は、定期的な点検を実 [	2)点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施し 口
				施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られない	ましょう。
				か確認しましょう。	また、機能低下が見られる場合は、点検の結果を踏ま
				○機能低下が見られない場合は右欄に☑	え、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しま
				⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	しょう。
					(予定される内容・時期: )
					○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
				3) 屋根を警戒する既存の消火設備を用いた訓練を定期的に [	3) 計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。 ロ
				行いましょう。	(訓練の実施時期: )
				○訓練を定期的に行っていたら右欄に☑	○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑
				⇒ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	

特性	例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項	具体的な対応策
			・万が一着火した場合に	【火災の早期覚知】	
			備えて <b>火災の早期覚知</b> に	1)大規模な屋根を植物性材料で葺いている場合は、屋根	1) 次のような対応により、屋根全体を警戒できるよう対 🛭
			も努めましょう。	を警戒する警報設備が設置されているか確認しましょう。	応を検討しましょう。
				○屋根を警戒する警報設備が設置されている場合は右欄に	例・赤外線センサー(自動火災報知設備の受信機に
					接続しないもの)を設置する。
				⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	・炎感知器(自動火災報知設備の受信機に接続す
					るもの)を設置する。
					(予定される内容・時期:
					○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
					⇒「予定される内容・時期」が記載できなければ「当面の
					対応策」を記載しましょう。
					例・計画を立て定期的な巡回監視を行う。
					(当面の対応策:
					○「当面の対応策」を記載したら右欄に☑
屋根材料が非可燃 瓦、銅			・瓦等、非可燃性の材料		
性材料で葺かれて材料	-	. –		,, ,, ,,	1) 毀損箇所を修理しましょう。
いる。				○点検を実施したら右欄に☑	(予定される内容・時期: )
				⇒点検を実施して、毀損等が認められたら「具体的な対応	○修理の「予定される内容・時期」を記載したら右欄に図
			理されていない場合に屋	策」へ	⇒修理の「予定される内容・時期」が記載できない場合
			根から火炎が侵入する可		は、「当面の毀損拡大防止策」を記載しましょう。
			能性も否定できません。		(当面の毀損拡大防止策: )
			このため定期的に屋根の		○「当面の毀損拡大防止策」を記載したら右欄に図
			状態を点検し、屋根等を		
			健全な状態に保存・管理		
			しましょう。		
			・万が一出火した場合、	【初期消火対策】	
					1) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施し 口
			期消火対策を徹底しま	施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られない	ましょう。
			しょう。	か確認しましょう。	また、機能低下が見られる場合は、点検の結果を踏ま
				○機能低下が見られない場合は右欄に☑	え、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しま
				⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	しょう。
					(予定される内容・時期: )
					○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑

特性	例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項	具体的な対応策	
					2) 計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。	
				に行いましょう。	(訓練の実施時期:	
				○訓練を定期的に行っていたら右欄に☑	○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑	
				⇒ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		
		・放火等による外周部で				
(主に木材)であ	部現し、下見板張	の火災の可能性が高い。	られる材料の多くは木材	1)火気の管理を徹底するため、たばこ、たき火、燈明・	1)火気管理に関する点検表を策定し、点検表に基づき点	
る。	り、木造の土台、		で着火しやすく、総じて	ろうそく・線香等、火気利用の際に確認するべき項目につ	検を実施しましょう。	
	縁		火災に対して脆弱です。	いての点検表を策定し、点検を実施しましょう。	○点検表を策定し、点検を実施したら右欄に☑	
			このため <b>日常的な火気管</b>	○確認項目を定めた点検表を策定し、点検表に基づき点検		
			<b>理、出火防止策</b> に力を入	を実施した場合は右欄に☑		
			れましょう。	⇒点検表を策定していない、又は点検をしていない場合は		
				「具体的な対応策」へ		
			・外部での火の不始末に	【火災の早期覚知】		
			よる失火の発生や放火の	1) 外周部を警戒する警報設備が設置されているか確認し	1) 次のような対応により、外周部全体を警戒できるよう	
			対象となり得ることか	ましょう。	対応を検討しましょう。	
			ら、失火、放火による火	○外周部を警戒する警報設備が設置されている場合は右欄	例・赤外線センサー(自動火災報知設備の受信機に	
			災発生を防ぎ、外周部を		接続しないもの)を設置する。	
			警戒するように <b>火災の早</b>	⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	・炎感知器(自動火災報知設備の受信機に接続す	
			期覚知、初期消火対策		るもの)を設置する。	
			を徹底しましょう。		(予定される内容・時期: )	
					○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	
					⇒「予定される内容・時期」が記載できなければ「当面の	
					対応策」を記載しましょう。	
					例・計画を立て定期的な巡回監視を行う。	
					(当面の対応策: )	
					○「当面の対応策」を記載したら右欄に☑	
				【初期消火対策】		
				1)既存の消火設備により、建物の外壁全体に円滑に放水で	1) 次のような対応により、建物の外壁全体に円滑に放水	
				きるか確認しましょう。	できるように対応を検討しましょう(なお、これらの設備	
				○円滑に放水できる場合は右欄に☑	は、実際に建物に延焼した場合においても、消防隊が到着	
				⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	するまでの火災拡大防止対策にも利用可能な設備となり有	
					効な設備です)。	
					例・放水銃を設置する。	
					・ドレンチャーを設置する。	
					・屋外消火栓設備を設置する。	
					(予定される内容・時期: )	
					○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑	

特性	例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項	具体的な対応策
				2) 既存の消火設備は、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。 ○機能低下が見られない場合は右欄に図 ⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ  3) 既存の消火設備を用いた訓練を定期的に行いましょう。 ○訓練を定期的に行っている場合は右欄に図 ⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	2) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。また、機能低下が見られる場合は、点検の結果を踏まえ、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しましょう。(予定される内容・時期: ) ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に図 3) 計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。(訓練の実施時期: ) ○「訓練の実施時期: )
内装等が可燃性材料(文化財の一部をなす襖、絨毯、カーテン、壁紙、木製建具等)である。	性の壁紙や絨毯、			【日常的な火気管理、出火防止策】  1)火気を使用する場合、管理を徹底するため、たばこ、たき火、燈明・ろうそく・線香、取り灰、火消しつぼ、火鉢等、利用する際の確認項目を定めた点検表を策定し、点検を実施しましょう。 ○確認項目を定めた点検表を策定し、点検表に基づき点検を実施した場合は右欄に☑ ⇒点検表を策定していない、又は点検を実施していない場合は「具体的な対応策」へ	1) 火気管理に関する点検表を策定し、点検表に基づき点 □ 検を実施しましょう。 ○点検表を策定し、点検を実施したら右欄に☑
2)敷地特性について	7				
指定建物の周囲に 建物が建て詰ま り、周囲に消防活 動ができる空地が 少ない。	詰まり空地がない。 大造の建造物が近	保できない、又は消火栓 周囲に障害物があると消	の消火栓設備の場所や、 消防活動の場所を確認 し、火災時に迅速に消火	1)消防本部、消防団、自主防災組織等の協力を得ながら敷地内の公設及び私設の消火栓設備について、それらを利用する者同士で確認しましょう。また、火災時に迅速に使	1) 消防本部、消防団、自主防災組織等の協力を得ながら 敷地内の公設及び私設の消火栓設備について、それらを利 用する者同士でそれぞれの設備の確認を行いましょう。ま た、火災時に迅速に使用できるように障害物となる物品が あれば、所有者はそれらを除去し、整理整頓に努めましょ う。さらに緊急車両の停車位置を確認し、火災の際には迅 速に消防活動ができるようにしておきましょう。 ○確認できたら右欄に☑

特性	例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項	具体的な対応策	
3) 立地特性につい	て					
密集市街地にあ	近隣家屋に密接し	・隣地での火災による延	・周辺市街地からの延焼	【敷地周囲の空地の整備、不燃化】		
る。	ている。 周辺市街地は幅員 の狭い道路が多い。	・大規模市街地火災の可能性もある。	や公園等のまとまった <b>敷</b> <b>地周囲での空地の整</b>	1) 敷地周囲の空地の確保や、周囲の建物の不燃化を進めましょう。 ○既に延焼防止策となる空地が確保されている、又は周囲の建物の不燃化が進められている場合は右欄に☑ ⇒どちらも対応できていない場合は「具体的な対応策」へ	1) 延焼を食い止めるための道路や公園等の空地の必要性について、市区町村の都市整備部局や周辺住民等と確認し、必要な整備内容等について協議しましょう。また、敷地周囲の住宅の建替や改修の可能性について、周辺住民や市区町村の都市整備部局等に確認し、必要な整備内容等について協議しましょう。 ○関係者と協議できたら右欄に☑	
			防用進入道路を確保しましょう。確保できない場合は消防隊が利用する	1) 敷地への消防用進入道路が確保されているか、火災時に利用できる水利が確保されているか、関係者と確認しま	1) 火災時に消防機関がどのようにして消火活動を行うか確認してもらい、対応策を協議しましょう(火災発生時の消防活動計画等)。また、消防用進入道路や消防水利の確保を進めるため、消防機関や市区町村の都市整備部局と必要な整備内容等について協議しましょう。 ○関係者と協議できたら右欄に☑	
				【面的防災力の強化】  1) 自主防災組織や近隣の人々と防火対策や災害時の共助体制等について協議していますか。	下記、2つとも確認しましょう。 1)現状を確認し、自主防災組織や近隣の人々と課題等を 共有しましょう。	
				○既に協議していたら右欄に☑ ⇒協議していない場合は「具体的な対応策」へ	<ul> <li>○共有できたら右欄に☑</li> <li>⇒また次のような対応により、自主防災組織や近隣の人々と火災情報等を共有できるように対応も検討しましょう。</li> <li>例・屋外警報装置等を設置する。</li> <li>・地域で火災警報を共有できる機器・システムを導入する。</li> <li>(予定される内容・時期:</li> <li>○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑</li> </ul>	
				2) 自主防災組織や近隣の人々と定期的に防災訓練(初期 消火訓練、通報訓練、避難訓練等)を実施していますか。 ○既に実施していたら右欄に☑ →防災訓練を実施していない場合は「具体的な対応策」へ	2) 現状を確認し、自主防災組織や近隣の人々等との連携のもと防災訓練を実施しましょう ○防災訓練を実施したら右欄に☑ ⇒ただちに実施できない場合は、防災訓練の実施時期を記載しましょう。 (訓練の実施時期: ) ○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑	

特性	例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策
				3)既存の消火設備により、建物の外周部全体に円滑に放水		3) 次のような対応により、建物外周部全体に円滑に放水 口
				できるか確認しましょう。		できるように対応を検討しましょう(なお、これらの設備
				○円滑に放水できる場合は右欄に☑		は、実際に建物に延焼した場合においても、消防隊が到着
				⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		するまでの火災拡大防止対策にも利用可能な設備となり有
						効な設備です)。
						例・放水銃を設置する。
						・ドレンチャーを設置する。
						・屋外消火栓設備を設置する。
						(予定される内容・時期: )
						○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
						4) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施し 口
				に、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しま		ましょう。
				しょう。		また、機能低下が見られる場合は、点検の結果を踏ま
				○機能低下が見られない場合は右欄に☑		え、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しま
				⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		しょう。
						(予定される内容・時期: )
					_	○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
				5)防災マップ等による火災危険箇所の周知はなされてい		5)下記事項を念頭に、市区町村等の都市整備部局等と協   □
				ますか。		議し、防災上の危険箇所を確認しましょう。
				○既に周知されていれば右欄に☑		・周囲に空地が確保できているか(火除地の確保)
				⇒周知がなされていない場合は「具体的な対応策」へ		・周辺市街地の防火対策の強化(道路や公園等の整備によ
						る延焼の防止・遮断、消防車両等の進入路となる道路の整
						備改善、老朽化住宅の建替、住民が使える消火設備の設
						置、消防水利の確保・整備等)
						○危険箇所を確認したら右欄に☑
			・周辺市街地で発生した	<u> </u>		
			.—	1)既存の消火設備により、建物の外周部全体に円滑に放水		1)次のような対応により、建物外周部全体に円滑に放水   □
				できるか確認しましょう。		できるように対応を検討しましょう(なお、これらの設備
			う。	○円滑に放水できる場合は右欄に☑		は、実際に建物に延焼した場合、消防隊が到着するまでの
				⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		火災拡大防止対策にも利用可能な設備となり有効な設備で / /
						j) 。
						例・放水銃を設置する。
						・ドレンチャーを設置する。
						・屋外消火栓設備を設置する。
						(予定される内容・時期: )
						○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑

特性	生	例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策
					2) 既存の消火設備は、定期的な点検を実施するととも		2) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施し 口
					に、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しま		ましょう。
					しょう。		また、機能低下が見られる場合は、点検の結果を踏ま
					○機能低下が見られない場合は右欄に☑		え、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しま
					⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		しょう。
							(予定される内容・時期: )
							○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
					3) 既存の消火設備を用いた訓練を定期的に行いましょ		3)計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。
					う。		(訓練の実施時期: )
					○訓練を定期的に行っていたら右欄に☑		○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑
					⇒ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		
伝統的建造	告物群保	伝統的建造物群保	・隣接地で発生した火災	・市区町村等の行政機関	【面的防災力の強化】		1)については、下記2つとも確認しましょう。
存地区等、	敷地周	存地区等、不燃化	による延焼火災の危険性	の協力を得ながら、自主	1) 自主防災組織や近隣の人々と防火対策や災害時の共助		1)現状を確認し、自主防災組織や近隣の人々と課題等を □
囲も保存す	するべき	が進まない地域に	が高い。	防災組織等と連携を図	体制等について協議しましょう。		共有しましょう。
地区にある	3.	所在する	・市街地火災の危険性が	り、面的に防災力を強	○協議していたら右欄に☑		○共有できたら右欄に☑
			ある。	化する必要があります。	⇒協議していない場合は「具体的な対応策」へ		また、次のような対応により、自主防災組織や近隣の
							人々と火災情報等を共有できるように対応も検討しましょ
							例・屋外警報装置等を設置する。
							・地域で火災警報を共有できる機器・システム
							を導入する。
							(予定される内容・時期 )
							○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
					2) 自主防災組織や近隣の人々と定期的に防災訓練を行い	$\vdash$	2)現状を確認し、近隣の人々等と連携のもと定期的に防 □
					ましょう。		災訓練を行いましょう。
					6 0 6 7 6  ○防災訓練を行っていたら右欄に <b>☑</b>		○防災訓練を行ったら右欄に☑
					→防災訓練を行っていない場合は「具体的な対応策   へ		⇒ただちに行わない場合は防災訓練の実施時期を記載しま
					Manager and Clark		しょう。
							(訓練の実施時期)
							○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑

特性	例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項	具体的な対応策
				3)既存の消火設備により、建物の外周部全体に円滑に放水	3)次のような対応により、建物外周部全体に円滑に放水 口
				できるか確認しましょう。	できるように対応を検討しましょう(なお、これらの設備
				○円滑に放水できる場合は右欄に☑	は、実際に建物に延焼した場合、消防隊が到着するまでの
				⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	火災拡大防止対策にも利用可能な設備となり有効な設備で
					す)。
					例・放水銃を設置する。
					・ドレンチャーを設置する。
					・屋外消火栓設備を設置する。
					(予定される内容・時期: )
					○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
				4) 既存の消火設備は、定期的な点検を実施するととも	4) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施し 口
				に、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しま	ましょう。
				しょう。	また、機能低下が見られる場合は、点検の結果を踏ま
				○機能低下が見られない場合は右欄に☑	え、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しま
				⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	しょう。
					(予定される内容・時期:
					○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
				5)防災マップ等による火災危険箇所を確認し、周知しま	5)下記事項を念頭に、市区町村等の都市整備部局等と協   口
				しょう。	議し、防災上の危険箇所を確認し、周知しましょう。
				○確認し、周知していれば右欄に☑	・敷地周囲の空地の確保(火除地の確保)
				⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	・周辺市街地の防火対策の強化(道路や公園等の整備によ
					る延焼の防止・遮断、消防車両等の進入路となる道路の整
					備改善、老朽化住宅の建替、住民が使える消火設備の設
					置、消防水利の確保・整備等)
				Facility 1 4th	○危険箇所を確認したら右欄に☑
			・周辺市街地で発生した	2	
			~	1)既存の消火設備により、建物の外周部全体に円滑に放水	1)次のような対応により、建物外周部全体に円滑に放水 口
				できるか確認しましょう。	できるように対応を検討しましょう(なお、これらの設備
			う。	○円滑に放水できる場合は右欄に図	は、実際に建物に延焼した場合においても、消防隊が到着
				⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	するまでの火災拡大防止対策にも利用可能な設備となり有
					効な設備です)。
					例・放水銃を設置する。
					・ドレンチャーを設置する。
					・屋外消火栓設備を設置する。
					(予定される内容・時期: ) )
					○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑

特性	例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項	具体的な対応策	
				2) 既存の消火設備は、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。 ○機能低下が見られない場合は右欄に☑ →上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	2) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施しましょう。 また、機能低下が見られる場合は、点検の結果を踏まえ、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しましょう。 (予定される内容・時期: )	
				<ul><li>3) 既存の消火設備を用いた訓練を定期的に行いましょう。</li><li>○訓練を定期的に行っていたら右欄に☑</li><li>⇒ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ</li></ul>	<ul><li>3)計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。</li><li>(訓練の実施時期: )</li><li>○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑</li></ul>	
周囲が樹木等の自	山岳地に位置す	・山林火災からの延焼の	・周囲の山林から火災が	【山林火災対策】		
然に囲まれる。	る。 社叢等樹木に囲まれる。		を講じることのできる消	1) 周囲の雑草や枯草は除去されていますか。 ○既に除去していたら右欄に☑ ⇒除去されていない場合は「具体的な対応策」へ	<ul><li>1)雑草や枯草を除去し、可燃物を減らしましょう。</li><li>○雑草等の除去や可燃物を減らしたら右欄に☑</li></ul>	
			う。	<ul> <li>2) 敷地内に消防水利は確保されているか確認しましょう。</li> <li>○既に確保されていたら右欄に☑</li> <li>⇒確保されていない場合は「具体的な対応策」へ</li> </ul>	2)火災時の水利の確保のため、消防用水の設置を検討しましょう。 (予定される内容・時期: ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ ⇒「予定される内容・時期」が記載できなければ「当面の対応策」を記載しましょう。 例・組み立て式簡易水槽等による水利の確保を検討する。 (当面の対応策: ○「当面の対応策」を記載したら右欄に☑	
				3)既存の消火設備により、建物の外周部全体に円滑に放水できるか確認しましょう。 ○円滑に放水できる場合は右欄に☑ ⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	3)次のような対応により、建物外周部全体に円滑に放水できるよう対応を検討しましょう(なお、これらの設備は、実際に建物に着火した場合、消防隊が到着するまでの火災拡大防止対策にも利用可能な設備となり有効な設備です)。	

特性	例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項	具体的な対応策
				4) 既存の消火設備は、定期的な点検を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られないか確認しましょう。 ○経年劣化が見られない場合は右欄に☑  ⇒ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	4) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施し ましょう。 また、機能低下が見られる場合は、点検の結果を踏ま え、業者と相談し、設備を更新するなどの対応を検討しま しょう。 (予定される内容・時期: ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
				5) 既存の消火設備を用いた訓練が定期的に行いましょう。 ○訓練を定期的に行っていたら右欄に☑ ⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	5)計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。 (訓練の実施時期: ) ○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑
		性がある。	・ <b>落雷</b> 時の火災の発生を 防ぎましょう。	【落雷対策】  1)避雷設備は整備されており、既存の設備が適切に設置されているか確認しましょう。また自動火災報知設備等の機械設備に避雷器が設置されているか確認しましょう。 ○避雷設備が適切に設置されており、かつ避雷器が設置されていれば右欄に☑  ⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	□ 1) 落雷密度マップを確認するなど、落雷の危険性を確認し、周囲の環境に応じて避雷設備を整備を検討しましょう。また自動火災報知設備等の機械設備には避雷器の設置を検討しましょう。 (予定される内容・時期: ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑ ⇒「予定される内容・時期」が記載できない場合は「当面の対応策」を記載しましょう。 例・落雷により自動火災報知設備等の機械設備が毀損していないか、落雷後に点検する等 (当面の対応策: ○「当面の対応策」を記載したら右欄に☑
4)活用・管理の実施	態について				
裸火を使用する。		・残火、灰、火粉による失火する危険性が高い。			1)火気管理に関する点検表を策定し、点検表に基づき点 □ 検を実施しましょう。 ○点検表を策定し、点検を実施したら右欄に☑

特性	例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項		具体的な対応策
常時管理者が不在	常駐している管理	・放火による火災の危険	・防犯対策等の出火防	【防犯対策等の出火防止策】	Т	
(あるいは少人数	者が不在、常駐し	性が高く、また、火災に	<b>止策</b> に力を入れましょ	1) 死角となる部位など、危険箇所を予め把握し、無人に		1) 熱線センサー付きの照明器具や人感センサー、サイレ
のみ)である。	ているが、高齢者	気づくのが遅れて拡大す	う。	なる箇所についてはセンサー等で侵入者を予防する対策を		ン等を整備し、死角となる箇所を減らしましょう。必要な
	のみで火災時の初	る危険性がある。		講じているか確認しましょう。		場合には監視カメラの設置も検討しましょう。
	動体制が取れない	・管理者が少人数や高齢		○対策を講じている場合は右欄に☑		(予定される内容・時期: )
		者である等のため、初期		⇒対策を講じていない場合は「具体的な対応策」へ		○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
		消火体制が脆弱である。		2) 応急対応時の手順を確認しておく等、重要文化財(建		2) 応急対応時の手順や、消火活動時の留意点などについ □
				造物)の所有者や管理団体等の関係者と消防機関等との間		て、消防機関等との間で情報共有しましょう。
				で情報共有しましょう。		○関係者等と危険性について情報を共有できたら右欄に☑
				○応急対応時の手順等について情報共有できている場合は		
				右欄に図		
				⇒情報共有できていない場合は「具体的な対応策」へ		
			万が一出火した場合で	【火災の早期覚知】		
			あっても被害を軽減する	1) 管理者が不在になる場合でも、火災を早期に覚知する		1) 次のような対応により、早期に火災が覚知できる体制等 口
			ため、管理の実態にあっ	ための体制等は整備されているか確認しましょう。		を検討しましょう。
			た火災の早期覚知、初	○整備されている場合は右欄に☑		例・近隣住宅等人のいるところに副受信機を設置す
			期消火対策を徹底しま	⇒整備されていない場合は「具体的な対応策」へ		る。
			しょう。			・警備会社等と連携し、遠隔移報システムを構築し、火災の早期覚知・通報体制を構築する。 ・警報等を聞くことのできる近隣の人々に協力を依頼する。 ・機械警備を導入する。 (予定される内容・時期: ) ○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
				【初期消火対策】		
				1) 既存の屋内消火栓設備等の消火設備を使用し、夜間などを含め常時円滑な消火活動が行えるか確認しましょう。 ○常時円滑な消火活動が行える場合は右欄に☑ ⇒上記以外の場合は「具体的な対応策」へ		<ul> <li>1)次のような対応により、夜間などを含め常時円滑な消火活動が行えるよう検討しましょう。</li> <li>例・消火体制の確保について、関係者等と協議する。</li> <li>・一人でも操作可能な易操作性の消火栓設備への更新を検討する。</li> <li>・ホースの口径を細いものにするなど、操作性を向上させることを検討する。</li> <li>(予定される内容・時期: )</li> <li>○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に図</li> </ul>

特性	例示	想定される火災リスク等		基本的考え方・点検事項	具体的な対応策
				2) 既存の屋内消火栓設備等の消火設備は、定期的な点検	2) 点検が行われていない場合は、定期的な点検を実施し 口
				を実施するとともに、経年劣化等による機能低下が見られ	ましょう。
				ないか確認しましょう。	また、機能低下が見られる場合は、定期的な点検の結果
				○機能低下が見られない場合は右欄に☑	を踏まえ、業者と相談し、設備を更新するなど
				⇒ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	対応を検討しましょう。
					(予定される内容・時期:
				3) 既存の屋内消火栓設備等の屋内消火栓設備を用いた訓	3)計画を立て、訓練を定期的に行いましょう。 ロ
				練を定期的に行いましょう。	(訓練の実施時期: )
				○訓練を定期的に行っていたら右欄に☑	○「訓練の実施時期」を記載したら右欄に☑
				⇒ 上記以外の場合は「具体的な対応策」へ	
5) その他					
建造物内部に火災	美術工芸品として	・建物、立地、周辺環境	・建物だけではなく、 <b>美</b>	【防災計画(美術工芸品の搬出計画を含む)】	下記の1)-1、-2のいずれかに☑してください。
に弱い美術工芸品	価値の高い障壁	のそれぞれの特性に応じ	術工芸品と一体的な防火	予め美術工芸品の搬出計画を含めた防災計画(又は保存活	1)-1 搬出が可能な美術工芸品であれば、搬出計画を含 □
等がある。	画、仏像等がある	て想定される火災のリス	対策を講じるため、防災	用計画)を策定しましょう。	めて防災計画を策定しましょう。
		クがある。	計画を含めた保存活用計	○美術工芸品を含めた一体的な防災計画(又は保存活用計	(予定される内容・時期: )
			画を策定することが望ま	画)を策定していれば右欄に☑	○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
			しいです。	⇒防災計画を策定していなければ「具体的な対応策」1)-	1)-2 搬出が困難な場合は、建物、敷地、周辺環境の特 🗆
				1、-2のいずれかへ	性を把握したうえ、美術工芸品の特性にも配慮した防火対
					策を講じましょう。
					(予定される内容・時期: )
					○「予定される内容・時期」を記載したら右欄に☑
					⇒「予定される内容・時期」を記載できない場合は、市区
					町村等と共に美術工芸品の所在の確認と脆弱性を共有しま
					しょう。
					○共有できたら右欄に☑

# 最後に

文化財の防火対策は、個々の文化財が抱える防火に対するリスクを把握したうえで、現在の管理体制に応じた防火設備の整備が求められます。 防火設備整備後、一定期間を経過しているもので、機能不全や機能停止等が発生している場合は、速やかに改修し、常時作動できるようにしておくことが大切です。 今回の調査において機能不全や機能停止がみられる場合は、具体的な対応策として速やかに整備計画を策定しましょう。

# 国宝・重要文化財 (美術工芸品)を保管する博物館等の 防火対策ガイドライン

#### 1. 趣旨等

文化財は、我が国の歴史や文化の理解のため欠くことのできない貴重な国民的財産であるとともに、将来の発展向上のためになくてはならないものです。また、将来の地域づくりの核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。

特に、我が国の美術工芸品の多くは、素材が木や紙、布など脆弱な素材によって製作されており、劣化や災害による被害を受けやすいことも事実であり、それぞれの文化財の実情に応じた適切な保存環境の整備や防火対策の実施が重要です。また、美術工芸品を保管する博物館等施設について、消防法や建築基準法等の関係法令に基づき、消火設備等の設置・維持管理など適切に防火対策に取り組むことが必要です。特に公開承認施設については、「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定」等に基づき、適切な防火対策を講じる必要があり、不十分な場合には、承認の取消しも有り得ることに留意をお願いします。

本ガイドラインは、先般公表した国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火設備等の緊急状況調査結果を踏まえ、国宝・重要文化財を保管する博物館等において整備等が必要となる防火設備等を把握し、総合的な防火対策の検討・実施に資するよう、消防庁、国土交通省と連携協力の下で作成したものであり、防火管理体制や日常管理体制における火災予防、各種設備のあり方、設備の点検や消防訓練等についての基本的な考え方(点検事項)を示しています。

本ガイドラインの基本的な考え方に基づき点検を行い、対策の不十分な点や課題点が明らかになった場合、管理体制の見直しや設備の整備・増設、消防訓練の充実等の今後の対応策をまとめていくようお願いします。なお、対応策としてまとめる内容については、全ての文化財に一律に同様の措置を求める趣旨ではなく、各文化財の特性や既に設置されている設備の状況、管理体制等や、防火に係る専門的見地からの意見等を総合的に勘案して検討し、実施していくことが必要です。

都道府県及び市区町村の教育委員会(首長部局で文化財の保護に関する事務を所管する場合は当該部局。以下同じ。)においては、「3.本ガイドラインの活用方法」を踏まえ、本ガイドラインに沿って、国宝・重要文化財を保管する博物館等について必要となる防火設備等を把握いただきたいと考えています。また、本ガイドラインは、博物館等に限らず、すべての国宝・重要文化財(美術工芸品)の所有者や管理団体においても、防火設備等の整備、訓練の充実、その他の防火対策について検討・実施することに役立つ内容となっていますので、幅広く御活用いただきたいと考えています。

なお、本ガイドラインについては、国宝・重要文化財を保管する博物館等に関する整備等の必要な防火設備等の把握の結果等を踏まえ、必要に応じて、今後さらに、ガイドラインの内容に精査を加えていく予定であることを申し添えます。

### 2. 防火対策に関する基本的な考え方(点検事項)

防火対策に関する基本的な考え方を以下に示しています。各項目の実施状況を確認し、特に課題や問題なく実施している事項については、☑を記載してください。☑を記載できないなど課題や問題のある事項が明らかになった場合には、「対応策」欄に今後の対応方針をまとめてください。

#### 2-1.防火管理の体制

#### 基本的な考え方

- □防火管理者は「消防計画」を策定し、防火管理上の業務を実施しましょう。
- [参考] 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第1条の2第3項に定める防火対象物は、 消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に基づき「防火管理者」を選任し、防 火管理者は「消防計画」を策定し、防火管理上必要な業務を実施しなければならないこ ととされています。
- □防火管理者の選任義務がない場合は、「消防計画」に準じた計画を定めることなど、防火 管理上必要な業務を実施しましょう。
- □職員が少数の場合や常駐者が不在等の場合、地域又は関係機関等の協力を得て防火管理の 体制を整えましょう。

【対応策】	2 - 1	につい.	て課題等がある	場合、今	後の対応策を	₹記入 l	ょまし	ょう。
		, C - V .		~~~ /		- HU/ \	<i>-</i>	S 20

#### 2-2.日常管理における火災予防

#### 基本的な考え方

想定される火災の種類や出火原因となり得るものについて予め把握しましょう。

- [参考] 一般可燃物による普通火災が通常想定されますが、例えば、劣化した蛍光灯からの 出火等による電気火災や不審火も考えられます。
- □やむを得ず火気が使用される場合、人員の配置や消火器等の準備等使われる火気の管理を しましょう。
- □喫煙を認めている場合、喫煙可能な場所を定めるなど適切な管理をしましょう。
- □火災の原因となり得る危険物の除去や可燃物の管理を適切に行いましょう。 障害物の除去など消火設備等が適切に使用できるよう管理しましょう。
- □巡回、施錠等の警備の体制を整えましょう。
- □避難経路の確保や観覧者の安全管理など火災時の安全対策を予め講じておきましょう。

古くなった電気配線や電気設備の点検・更新など、電気火災・漏電火災を防ぐ対策を講じておきましょう。

【対応策】	2 -	 今後の対応策を記入しましょう。

### 2 - 3.設備

### 2 - 3 - 1 . 警報設備

#### 基本的な考え方

- □消防法令の定めに基づき、警報設備を整備しましょう。
- □夜間等の人がいなくなる時間帯でも、火災時に迅速な対応が可能となるような措置を講じることを検討しましょう。
- □設置している警報設備を定期的に点検し、常に正常に作動する状態を維持しましょう。老 朽化が進んでいる設備については設備の更新や改修等を検討しましょう。

#### 〔参考〕警報設備の設置について

#### 自動火災報知設備

消防法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、定期的に点検し、正常に作動する 状態としましょう。また、国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等にあって は、消防法令上の義務がない場合でも国宝・重要文化財の保護の観点から設置することが 望まれます。加えて、文化財を保管する建築物への延焼や類焼を防ぐため、必要に応じて、 敷地内の当該建築物に隣接する建築物にも設置し、火災が発生した旨を早期に覚知するこ とが望まれます。

#### 漏電火災報知器

消防法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、正常に作動する状態としましょう。 また、木造の建築物など漏電火災のリスクが高い場合、消防法令上の義務がない場合でも 設置することが望まれます。

#### 消防機関へ通報する火災報知設備

消防法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、正常に作動する状態としましょう。また、消防法令上の義務がない場合でも、夜間など職員等が少ないため、初期消火や観覧者の避難誘導、文化財の搬出に時間を要し、消防機関への通報が遅れるおそれがある場合等には、必要に応じて設置することが望まれます。

### 非常警報器具又は非常警報設備

消防法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、正常に作動する状態としましょう。

【対応策】2-3-1について課題等がある場合、今後の対応策を記入	しましょう。

### 2-3-2.消火設備等

### 基本的な考え方(全て当てはまるか)

- □法令の定めに基づき、消火設備等を整備しましょう。
- □屋内消火栓設備にあっては易操作性の設備を設置するなど、職員等が利用できる設備とすることを検討しましょう。
- □水損による被害が想定される場所にはガス消火設備を設置するなど、文化財の特性等を踏まえた消火設備の設置を検討しましょう。
- □地震動でスプリンクラーヘッド、配管、消火ポンプ等に損傷を受けないように耐震措置を 講じましょう。
- □設置している消火設備等を定期的に点検し、常に正常に作動する状態を維持しましょう。 老朽化が進んでいる設備については設備の更新や改修等を検討しましょう。

#### [参考]消火設備等の設置について

#### 消火器又は簡易消火用具

消防法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、定期的に点検し、正常に利用できる状態としましょう。なお、消火器には水や二酸化炭素、粉末、泡、ハロンなど様々な種類がありますが、文化財の特性や文化財周辺の環境等を踏まえ、適切な消火器を設置しましょう。例えば、美術工芸品に対して一般可燃用の粉末消火器を使用した場合、粉末は吸湿すると文化財表面に固着して取れなくなるため、できる限り速やかに刷毛で払い落とすなど、乾式清掃が必要となります。美術工芸品の水濡れは避けたいことではありますが、修理作業の観点では、粉末が固着した状態やそれが溶け込んだ状態よりも、単純な水濡れの方が修理作業に有利と考えられるため、初期消火には水消火器等の設置が望まれます。一方、施設等の火災には粉末消火器が有効です。

#### 屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備

法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、定期的に点検し、正常に作動する状態としましょう。また、人員数など管理体制の状況に応じた適切な屋内消火栓設備等とすることが望まれます。

### ガス消火設備

消防法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、定期的に点検し、正常に作動する 状態としましょう。また、消防法令上の義務がない場合でも、文化財の特性や保管環境に 応じて有効に消火を行うことができる場合には、設置することが望まれます。例えば、収 蔵庫や展示室等において、スプリンクラー設備等による消火ではかえって美術工芸品を き損するおそれがある場合には、スプリンクラー設備等の設置に代えてガス消火設備等 の設置が望まれます。

#### 動力消防ポンプ設備(可搬式等含む)

消防法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、定期的に点検し、正常に作動する 状態としましょう。なお、適切な水源の確保に留意してください。

### 消防用水(貯水槽、貯水池等)

消防法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、定期的に点検し、正常に利用できる状態としましょう。

防火戸(防火扉、防火シャッター)・防火ダンパー

建築基準法令上の義務に応じて適切に設置するとともに、定期的に点検し、正常に作動する状態としましょう。なお、展覧区画については、文化財の安全とともに、観覧者の安全にも配慮しましょう。

2 2 について調照竿がある担合 へ後の対応笠を記入しましょう

【刈心來】	2	- ၁	-	2 IC JUI	し休起号	£い,のの	场口、	フ仮い	以沙心來	で記入	しよし	よう。

### 2-3-3. 防犯設備

#### 基本的な考え方

【対広笙】つ

- □文化財に対する放火やき損等を抑制することを目的として設置しましょう。
- □設置している防犯設備を定期的に点検し、常に正常に作動する状態を維持しましょう。老 朽化が進んでいる設備については設備の更新や改修等を検討しましょう。
- □夜間等も含め管理の実態に応じた防犯設備としましょう。

【対応策】2-3-3について課題等がある場合、今後の対応策を記入しましょう。
2 - 4 . 設備等の点検・消防訓練
基本的な考え方
□消防法令に基づき設置された上記以外の消防用設備についても、適切に定期点検を実施し、
設備の維持管理を行いましょう。また、建築基準法に基づき、建物全体として定期調査の 対象となっている場合、適切に定期調査を実施し、建物の維持管理を行いましょう。
□上記以外の設備についても、 <b>法令に準じて定期点検を実施しましょう</b> 。
□文化財防火デー等を利用 し、各設備の動作環境の確認も含めて消防訓練を定期的に実施しましょう。
□火災時の文化財の救出について、文化財の避難方法の在り方等に関する計画の策定や救出
訓練の実施等を行いましょう。
〔参考〕救出計画の策定に当たっては、例えば、文化財周辺の消火方法、緊急時の一時移動 先や救出の優先順位、必要人員、役割分担、救出方法、手順等を計画することが考えら
れます。救出訓練の実施に当たっては、必ずしも現物を使用する必要はなく、適宜模造
品等を活用して、方法や手順等を確認することが考えられます。救出計画及び救出訓練
については、平時の体制での対応を前提とした内容(例:非常勤職員が不在であること
が通常である場合、当該職員が不在であることを前提とした内容など)とし、実施等に
当たって教育委員会や消防部局との協力体制を構築することが望まれます。なお、これ
らについて不明な点は、教育委員会や消防部局、文化庁等と適宜相談してください。
【対応策】2-4について課題等がある場合、今後の対応策を記入しましょう。

### 2-5.その他

不明点等がある場合、文化庁文化財第一課まで問い合わせてください。また、「美術工芸品の防火・防犯対策チェックリスト」や「文化財保存・管理ハンドブック(美術工芸品編)」 ((公社)全国国宝重要文化財所有者連盟発行、文化庁文化財部美術学芸課監修)等も適宜参照してください。

美術工芸品の防火・防犯対策チェックリスト

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/check\_list.html

#### 3. 本ガイドラインの活用方法

- (1) 国宝・重要文化財を保管する博物館等において整備等が必要となる防火設備等の把握の手順 都道府県の教育委員会又は市区町村の教育委員会(注)において、域内に所在する国宝・ 重要文化財を保管している博物館等について、博物館等に確認しつつ、本ガイドラインの 「2. 防火対策に関する基本的な考え方(点検事項)」の点検項目について図を記載。
- 注 都道府県立の博物館等:都道府県の教育委員会(美術工芸品担当部局)を中心に実施。 市区町村立の博物館等:市区町村の教育委員会(美術工芸品担当部局)を中心に実施。 その他公益財団法人立等の博物館等:市区町村の教育委員会(美術工芸品担当部局)を 中心に実施。

都道府県の教育委員会又は市区町村の教育委員会は、当該博物館等を所管する部局や市 区町村の消防部局等と に係る情報を共有し、関係部局と連携して実地調査等を実施し、 必要に応じて「対応策」欄に記入。

の結果を踏まえ、都道府県又は市区町村の教育委員会において、博物館等の設置者 等において対応すべき事項、防火設備等の整備が必要な事項を整理。

このうち、特に、警報設備や消火設備等の整備が必要な事項については、市区町村の 消防部局等から技術的助言を得て内容を精査。

都道府県の教育委員会又は市区町村の教育委員会は、 によりとりまとめた内容を調査票に記入して、都道府県教育委員会を経由して文化庁文化財第一課まで提出。

都道府県の教育委員会又は市区町村の教育委員会は、博物館等の設置者等において対応すべき事項や文化庁に提出するものを博物館等と共有。また、市区町村の消防部局等にも文化庁に提出するものを共有。その際、消防部局等に対する要望がある場合には、あわせて伝達。(文化庁では、提出いただいた内容を消防庁等と共有予定。)

~ を通じて、教育委員会(美術工芸品担当部局)は、博物館等のほか、当該博物館等を所管する部局や市区町村の消防部局等とも情報共有しながら進めてください。

の対象については、すべての博物館等について実施する必要はありません。文化庁 から提供するリストを適宜参照してください。

### (2) 博物館等によるガイドラインを活用した点検

(1) のほか、本ガイドラインは、博物館等が防火管理体制や日常管理体制における火災予防、各種設備のあり方、設備の点検や消防訓練等について検討・実施することに役立つ内容となっていますので、幅広く御活用いただきたいと考えています。都道府県の教育委員会及び市区町村の教育委員会においては、域内の国宝・重要文化財を保管する博物館等に対し周知をお願いします。

各所有者等によるガイドラインを活用した点検結果について、回収の予定はありませんが、今後、補助事業を活用する場合には、点検結果を御提出いただく可能性がありますので、予め御承知おきください。

世界遺産又は国宝(建造物)において整備等が必要となる防火設備等の把握について (実施要領)

### 1. 趣旨等

国宝・重要文化財の防火設備等の緊急状況調査結果では、国宝・重要文化財の防火設備等の現状について、自動火災報知設備や消火設備等についての老朽化・不具合の懸念や、管理体制に脆弱性が見られること等が確認されました。また、価値の重要性という観点からは、特に世界遺産や国宝について早急に対策を講ずる必要があります。

このため、文化庁では、本調査により明らかとなった課題を解消できるよう、実地調査等を通じて更に精査を加え、必要な整備等を把握し、世界遺産や国宝を中心とした防火対策について総合的かつ計画的に対応策をとりまとめ、防火体制を確立していく予定です。

整備等が必要となる防火設備等の把握を実施する主体として、市区町村の教育委員会(首長部局で文化財行政を所管する場合は当該部局)を想定しています。当然ながら、所有者等と協力して把握いただく必要がありますが、市区町村の教育委員会としているのは、消防部局や都市整備部局と連携して、確実な防火対策を行う観点から必要に応じて実地調査も行いながら整備等が必要な箇所を把握していただくため、また、場合によっては、文化財に係る敷地外の周辺地域も含めた面的な防火対策を講ずる必要があるためです。

ついては、以下の「2.調査方法」に基づき、ガイドラインの内容やガイドラインの「3. 活用方法」として記載した「(1) 世界遺産又は国宝において整備等が必要となる防火設備等の把握の手順」を踏まえ、整備等が必要となる防火設備等の把握をお願いします。

### 2.調査方法

#### (1) 調査対象者等

対象者:市区町村の教育委員会(首長部局で文化財の保護に関する事務を所管する場合は当該部局)

所有者等と連携いただくことに加え、各市区町村の消防部局、都市整備部 局と連携して把握いただくようお願いいたします。

対象物:世界遺産又は国宝(建造物)

世界遺産又は国宝において防火設備を整備するに当たって、一体として整備が必要となる場合には同一敷地内の重要文化財(建造物)を含みます。

調査票:実地調査等を通じた整備等が必要となる防火設備等

照会の流れ:文化庁 都道府県 市区町村の教育委員会等( 所有者等とも共有)

(2) 提出期限 令和元年9月30日(月)必着

## (3) 提出方法及び提出先

調査票:紙媒体 文化庁文化資源活用課総務係 宛 電子媒体 メールアドレス shigen@mext.go.jp

# (4) 本件に関する問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号 03-5253-4111(代表) 文化資源活用課整備活用部門(2798) 国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等において整備等が必要となる 防火設備等の把握について(実施要領)

### 1. 趣旨等

国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火設備等の緊急状況調査結果では、博物館等の防火設備等の現状について、自動火災報知設備や消火設備等についての 老朽化・不具合の懸念や、保管する文化財の特性等に応じた消火設備等の必要性を指摘す る意見等が確認されました。

このため、文化庁では、本調査により明らかとなった課題を解消できるよう、実地調査等を通じて更に精査を加え、必要な整備等を把握し、博物館等の防火対策についても総合的かつ計画的に対応策をとりまとめ、防火体制を確立していく予定です。

整備等が必要となる防火設備等の把握を実施する主体として、都道府県の教育委員会又は市区町村の教育委員会(首長部局で文化財行政を所管する場合は当該部局)の美術工芸品担当部局を想定しています。当然ながら、博物館等と協力して把握いただく必要がありますが、消防部局等と連携して、確実な防火対策を行う観点から必要に応じて実地調査も行いながら整備等が必要な箇所を把握していただくようお願いします。

ついては、以下の「2.調査方法」に基づき、ガイドラインの内容やガイドラインの「3.活用方法」として記載した「(1) 国宝・重要文化財を保管する博物館等において整備等が必要となる防火設備等の把握の手順」を踏まえ、整備等が必要となる防火設備等の把握をお願いします。

#### 2.調査方法

#### (1) 調査対象者等

対象者: 都道府県の教育委員会又は市区町村の教育委員会(首長部局で文化財の保護 に関する事務を所管する場合は当該部局)の美術工芸品担当部局 博物館等と連携いただくことに加え、当該博物館等を所管する部局や各市

区町村の消防部局等と連携して把握いただくようお願いいたします。

対象物:国宝・重要文化財を保管する博物館等

すべての博物館等について実施する必要はありません。文化庁から提供するリストを適宜参照してください。

調査票:【博物館等】実地調査等を通じた整備等が必要となる防火設備等

照会の流れ:文化庁 都道府県の教育委員会等 市区町村の教育委員会等 (所有者 等とも共有)

- (2) 提出期限 調査票について(該当する場合) 令和元年9月30日(月)必着
- (3) 提出方法及び提出先

調査票:紙媒体 文化庁文化財第一課事業支援係 宛 電子媒体 メールアドレス bunkazai1@mext.go.jp

(4) 本件に関する問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号 03-5253-4111(代表) 文化財第一課事業支援係(4835)